



《例1》

夫婦2人(夫67歳・妻66歳) 年金収入300万円
年金収入に対する所得を計算する
収入金額300万円×75% - 75万円 = 150万円(所得金額)

平成14年度の場合
所得割 150万円 - 基礎控除33万円 - 特別控除17万円 = 100万円
100万円×13% = 13万円
均等割 2万8,000円×2人(夫婦2人加入) = 5万6,000円
平等割 3万2,000円(1世帯当り)
合計年税額(+ +) **21万8,000円** A

税率引き下げがない場合
所得割 150万円 - 基礎控除33万円 = 117万円
117万円×13% = 15万2,100円
= 2万2,100円
均等割、平等割は同額
合計年税額(+ +) **24万1,000円** B(差額2万2,100円)

平成15年度の場合
所得割 150万円 - 基礎控除33万円 = 117万円
117万円×11% = 12万8,700円(A)
均等割 2万6,000円×2人(夫婦2人加入) = 5万2,000円(イ)
平等割 2万8,000円(1世帯当り)(ウ)
合計年税額(A)+(イ)+(ウ) **20万8,700円** C
(平成14年度との差額 9,300円) A - C
(税率の引き下げない場合との差額 31,400円) B - C



65歳以上で年金をもらっている方は、昨年度より国保税が上がっている場合があります。

1点目は、65歳以上で年金をもらっている方(年金額が100万円以上の方)は、今まで17万円の特別控除があったんだけど、その特別控除が廃止されたんだ。影響額は(今年度税率の引き下げがない場合)、17万円×13%で2万2千100円になる。



『平等割』の三つから構成されているとさっき説明したよね。そのうち前年の所得に応じてかかる『所得割』の計算方法が四つの点で変更になったんだ。



うん。昨年、法律(地方税法)の改正があつて、国保税の計算方法が少し変わったんだ。具体的には表2(前ページ)を見てもらえ。国保税は、『所得割』『均等割』



そうか。じゃあ本当は2万2千100円上がるどころ、9千300円下がる訳だから、3万1千400円の効果があるということですね。



例1を見てもらえるかな。例えば夫婦2人(夫67歳、妻66歳)で、年金の年収が300万円(所得150万円)の場合で計算すると、平成14年度では国保税の年額は21万8千円(Aの部分)。特別控除の廃止によって24万100円(Bの部分)で2万2千100円増額になるけど、今回の税率引き下げによって、年税額は20万8千700円(Cの部分)になるから、平成14年度より、9千300円減額になるんだ。



そうですね。年間2万2千100円の影響があるんですか。それじゃあ、今年度の税率の引き下げがあつても減額にならないんですね。



でも、今回の税率引き下げでも、平成14年度に比べて結果的に税額が上がる方もいるんだ。例えば、夫婦2人(夫67歳、妻66歳)、年金収入240万円(所得100万円)の場合、平成14年度の国保税の年額は、13万5千400円、特別控除の廃止によって年額は、15万7千500円になり、今回の税率引き下げによって、年額は13万7千700円なるから、平成14年度より2千300円増加することになるんだよ。



うん。でも、この税率引き下げがなかったら2万2千100円上がってたわけだから、1万9千800円の効果はあつたわけですよ。法律の改正は全国的なことだから、税率の引き下げをしなれば、みなさん上がることになるわけですよ。



まあ、そうだけど、加入者のみなさんにとっては、一昨年(平成13年1月から12月までの所得により平成14年度国保税が賦課される)と昨年(平成14年1月から12月までの所得により平成15年度国保税が賦課される)の収入がほとんど変わらないのに税額が増えてくと戸惑うこともあるから、その辺の説明はきちんとしないといけないね。



そのほかの改正点はどいう内容なんですか。



2点目は、給与所得のある方は、今まで2万円の特別控除があつただけで、その特別控除が廃止さ



制度の改正により大きく減額になる場合があります

3点目は、商売などをやっている方で、青色事業専従者控除などがある方は、今までその控除を受けられなかったのが、控除が適用になる。この改正により、国保税は大きく減額になる人が多いと思うよ。

4点目は、土地や建物を買った場合などの所得がある方は、今までは特別控除の適用はなかつたけれど、控除が適用されるようになる。この改正によつても大きく減額になる方が多いと思うよ。



今年度は、税率は下がるけれど、法律の改正によつて、65歳以上の年金をもらっている方などは、昨年度に比べて税額が上がる人もいます。納期も8期から10期に変更になるなど、よく理解してもらつていただくのが大切ですよ。



そうだね。きみもしっかり勉強して、みなさんに説明しないといけないね。

国民健康保険に関する問い合わせ

保険年金課

☎ 05-1771